エ　新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元

水産資源の有効利用を図りつつ、消費者ニーズ等に応じた水産物を供給するためには、漁業者、水産加工業者、流通業者等の関係事業者が、創意工夫を発揮しつつ、自ら又は相互に連携し、漁獲物の品質管理、低・未利用魚の有効活用、新たな商品開発や販路開拓等に取り組む必要がある。そのためにも、水産加工業等の役割は重要であり、ＨＡＣＣＰや最新の冷凍技術等による品質・衛生管理体制の強化、省力化等の新たな技術・生産体制の導入等を進めるとともに、漁業生産の安定・拡大、冷凍・冷蔵施設の整備、水揚げ集中時の調整保管による供給平準化等により、漁業と連携した原料確保を図る。

また、漁業者においても漁獲「量」から販売「額」へ意識を転換するとともに、浜全体でマーケットインの発想に基づく取組を行うこと等により、漁獲物の付加価値向上と所得の向上を図る。

水産物の流通については、ＩＴ等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術も活用しつつ、従来の多段階流通の有用性を生かしながら、非効率な部分を解消し、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する。このため、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっていることを踏まえ、このような多様な流通ルートの構築による取引の選択肢の拡大等を促す。この観点から、市場の統廃合、買受人の拡大及び新技術・新物流体制の導入を含む流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討して、方向性を示すこととする。さらに、水産物の輸出促進にも資する観点から、トレーサビリティの導入に向けたガイドラインを策定し、その普及に努める。

⑵　我が国水産物の輸出促進施策の展開

「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年８月２日閣議決定）において、農林水産物・食品輸出額について平成31年に１兆円を達成することとされている。水産物についても3,500億円目標の達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、以下のとおり一層の輸出拡大に取り組む。

ア　国内生産体制の整備の取組

安定した養殖生産の確保や適切な資源管理等により国内生産体制の整備を行う。

イ　海外市場の拡大のための取組

日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進の取組を支援する。

平成28年度から新たに配置した水産物専門の現地在住の海外コンサルタントやＪＥＴＲＯ（独立行政法人日本貿易振興機構）海外事務所等と協力し、輸出先国・地域のニーズに即したプロモーション活動、現地輸入業者とのマッチング、現地の商慣行についての情報の収集・提供等を効果的に実施する。

また、我が国の四季に応じた新鮮で多様な水産物や高品質な水産加工品等をアピールするほか、米・日本酒など消費の相乗効果が期待できる産物と連携してＰＲを実施し、戦略的に我が国水産物の魅力を売り込む。

ウ　輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組

米国・ＥＵ等においては、自国産水産物のＨＡＣＣＰに基づく衛生管理を義務化した上で、輸入水産物についても同様に輸出元国の水産加工施設にＨＡＣＣＰに基づく衛生管理の導入を要求している。我が国においては、特に対ＥＵ・ＨＡＣＣＰ認定施設数が諸外国に比べて少ない状況にあるため、平成26年10月から、厚生労働省に加えて水産庁も認定業務を開始しており、引き続き認定件数の増加を図るとともに、ＨＡＣＣＰ対応のための水産加工施設の改修、研修会、現地指導等に対し支援を行う。

ＥＵは、漁場から輸出までのフードチェーン全体の管理も要求していることから、養殖場や産地市場の登録を推進するとともに、海域モニタリング（二枚貝）や残留動物医薬品検査（養殖魚）等についても支援を行う。

また、我が国水産物の輸出に係る各種輸入規制の緩和・撤廃に向けて、科学的データ等に基づく協議を行うとともに、輸出に必要な各種証明書の発行に係る手続の簡素化・迅速化を進める。

５　漁港・漁場・漁村の総合的整備

⑴　水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上

我が国水産業の競争力強化と輸出の促進を図るため、広域浜プランとの連携の下、荷さばき所等の再編・集約を進め、地域全体において漁港機能の強化を図るとともに、水産物の流通拠点となる漁港において、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設等の一体的整備や、大型漁船等に対応した岸壁の整備等により、市場・流通機能の強化を図る。さらに、地域の中核的な生産活動等が行われる地区においては、養殖等による生産機能の強化を図る。また、国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制を確保する。

⑵　豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備

漁場環境の変化への対応や水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げを推進する。特に沿岸環境の改善に当たっては、広域的な藻場・干潟の衰退や貧酸素水塊などの底質・水質悪化の要因を把握し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた回復対策を推進するとともに、海水温上昇等に対応した漁場整備を推進する。また、沖合域においては、漁場整備による効果を把握しつつ、新たな知見や技術を生かし、資源管理と併せて効率的な整備を推進する。

⑶　大規模自然災害に備えた対応力強化

南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波などの大規模自然災害に備え、主要な漁港施設の耐震・耐津波対策の強化や避難地・避難路等の整備を行うとともに、災害発生後の水産業の早期回復を図るための事業継続計画の策定等ハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進する。また、今後、激甚化が懸念される台風・低気圧災害等に対する防災・減災対策に取り組み、災害に強い漁業地域づくりを推進する。さらに、漁村は崖や山が迫る狭隘（あい）な地形に家屋が密集し災害に対して脆弱（ぜい）な箇所が多いことから、火災や土砂崩れ等の災害についても対策を強化する。

⑷　漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

将来を見据えた漁村の活性化を目指し、浜プランの取組を推進するほか、定住・交流の促進に資する漁村環境整備を推進する。漁業者の減少や高齢化、漁船の減少に対応するため、漁港機能の再編・集約化を図ることにより、漁港水域の増養殖場としての活用等、漁港施設の有効活用・多機能化を推進する。また、漁港ストックを活用した水産業の６次産業化や海洋性レクリエーションの振興のほか、再生可能エネルギーの活用による漁港のエコ化を推進する。また、女性・高齢者を含む漁業就業者を始めとする漁村の人々にとって、住みやすく働きやすい漁村づくりを推進するため、漁村の環境改善対策を推進する。さらに、漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施するため、機能保全計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、戦略的に施設の維持管理・更新を推進する。